

子の看護のための休暇を新設する必要があるので、この条例案を提出いたします。

#### 第127号議案

足立区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

平成14年12月2日

提出者

足立区長 鈴木恒年

足立区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例  
足立区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年足立区条例第59号）の一部を次のように改定する。

第17条第1項中「及びリフレッシュ休暇」を「リフレッシュ休暇及び子の看護のための休暇」に改める。

#### 付 則

この条例は、平成15年1月1日から施行する。

#### （提案理由）

子の看護のための休暇を新設する必要があるので、この条例案を提出いたします。

#### 第128号議案

足立区条例を左横書きに改める条例  
右の議案を提出する。

平成14年12月19日

提出者

足立区長 鈴木恒年

#### 足立区条例を左横書きに改める条例

#### （趣旨）

第1条 この条例は、この条例の施行の際、現に公布されているすべての足立区条例（以下「区条

例」という。）を左横書きに改めることについて必要な事項を定めるものとする。

#### （形式）

第2条 区条例（既に左横書きになっている表及び様式を除く。）の形式は、左横書きに改める。

2 前項の場合において、配字は区条例における配字と同様とし、表及び様式の構成は区条例における右方又は上方をそれぞれ上方又は左方とする。

#### （用字等）

第3条 区条例（次の表の3の項から6の項までの上欄に掲げるものを除く。）中、同表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。ただし、区長が改めることが適当でないと認めたものは、この限りでない。

項目	上欄	下欄
1	漢数字（固有名詞の全部又は一部をなしている漢字、熟語の一部をなす）を用いて3けたごとにコンマを付することによって数量を指示する意味の薄くなっている漢数字、数量を指示する意味は持っているが慣用の確立されている熟語の一部をなしている漢数字、概数を示す漢数字及び表（備考、付記等を除く。）以外で数字の単位として用いられている万又は億を除く。）	アラビア数字（序数又はアラビア数字（序数又は一部をなしている漢字の場合を除いて3けたごとにコンマを付することによって数量を指示するものとする。））
2	号番号として用いられる漢数字	横かっこで囲んだアラビア数字
3	左（文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。）	次
4	右（文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。）	上記
5	上欄	左欄
6	下欄	右欄

2 前項に定めるもののほか、区条例の用字、用語等で左横書きの実施に伴い改める必要があるものは、その内容を変えることなく、左横書きの形式に適合するものに改める。

## 付 則

この条例は、平成15年1月1日から施行する。

### (提案理由)

足立区の公文書を左横書きに統一するため、条例を左横書きに改める必要があるので、この条例案を提出いたします。

### 報告第9号

#### 専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について左記調書のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成14年12月2日

#### 提出者

足立区長 鈴木恒年

#### 損害賠償額決定調書

専決処分 年月日	決定額	相手方	事件の 概要
平成14年8月20日	150,030円		平成14年3月11日、足立区立下井公園で遊んでいた被害児童が同公園内にある子ども用プールの出入り用フェンス扉の支柱に手をはさみ、右手親指を骨折、左手親指を打撲した。
平成14年8月24日	317,740円		平成14年5月24日、足立区千住仲町45番3号先の路地において、作業用トラックで可燃ごみの収集作業をしていたところ、後方から来た相手方の自転車に気付かず、トラックのドアを開けたため、相手方がドアにぶつかり転倒し、負傷した。

平成14年8月30日	68,799円		平成14年7月9日、足立清掃工場正門前の赤信号で停車した清掃車が停止線を越えていたので後退しようとした際、清掃車の後ろに停車していた相手方バイクに接触し、相手方に損害を与えるとともに、負傷させた。
------------	---------	--	--

### 報告第10号

#### 専決処分した事件の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成14年12月2日

#### 提出者

足立区長 鈴木恒年

#### 専決処分書

転入・転居届不受理処分取消等請求事件等に関する訴訟の終結について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成14年11月18日

足立区長 鈴木恒年

#### 転入・転居届不受理処分取消等請求事件等に関する訴訟の終結について

足立区は、アレフ（旧オウム真理教）信徒との転入・転居届不受理処分に係る取消請求等訴訟につき、左記により訴訟を終結させる。

#### 記

##### 1 相手方

別紙名簿のとおり。

##### 2 訴訟終結内容の要旨

(1) 足立区は、相手方に対し、金20万円を平